

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第1区分  
 【発行日】令和4年12月5日(2022.12.5)

【公開番号】特開2021-86702(P2021-86702A)  
 【公開日】令和3年6月3日(2021.6.3)  
 【年通号数】公開・登録公報2021-025  
 【出願番号】特願2019-213901(P2019-213901)  
 【国際特許分類】

H 0 1 R 1 3 / 6 3 9 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 R 1 3 / 6 4 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 R 1 2 / 7 1 ( 2 0 1 1 . 0 1 )

【 F I 】

H 0 1 R 1 3 / 6 3 9            Z

H 0 1 R 1 3 / 6 4 8

H 0 1 R 1 2 / 7 1

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月24日(2022.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

図12及び図15を参照すると、本実施の形態によれば、第2コネクタ50の受容部58は、接続状態において、第1コネクタ20を部分的に受容する。受容部58が設けられているため、ガイド部76が第1コネクタ20に向かって突出していても、第2コネクタ50を、第1コネクタ20に接続できる。一方、ガイド部76は、第1嵌合部32への第2嵌合部62の逆挿入を防止する。より具体的には、図18を参照すると、第2嵌合部62を、第1嵌合部32に上下逆に挿入しようとする、ガイド部76の先端768が基板82と突き当たって受け止められる。従って、仮に、第2嵌合部62が上下逆にしても第1嵌合部32に挿入可能な形状を有していたとしても、第2コネクタ50は、第1コネクタ20に接続できない。また、先端768は、第2コネクタ50が第1コネクタ20と接触する前に基板82と突き当たるため、誤嵌合に起因する金属屑の発生を防止できる。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

図25及び図27を参照すると、本実施の形態によれば、第2コネクタ50の受容部58は、接続状態において、第1コネクタ20Aを部分的に受容する。図28を参照すると、第2嵌合部62を、第1嵌合部32Aに上下逆に挿入しようとする、ガイド部76の先端768が第1コネクタ20Aの受止部468Aと突き当たって受け止められる。即ち、第2コネクタ50のガイド部76は、第1嵌合部32Aへの第2嵌合部62の逆挿入を防止する。また、先端768は、第2コネクタ50が第1コネクタ20Aと接触する前に受止部468Aと突き当たるため、誤嵌合に起因する金属屑の発生を防止できる。

40

50